

湯沢町

産後ケア事業

のご案内

出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいない、授乳や沐浴が上手くできるか不安、お産の疲れがとれないなど、育児の支援や休養が必要な人は「産後ケア事業」をご利用できます。(町が費用の一部を負担します)



★★★利用できる方★★★

湯沢町に住所があり、生後おおむね12ヶ月までのお子さんとお母さんで、次のいずれかに該当する人が利用できます。

- ① 体調不良や育児不安がある人
- ② 家族からの育児支援が受けられない人
- ③ 産後の経過に応じた日常生活等について相談したい人

★★★受けられるケアの主な内容★★★

- ① 乳房のケア
- ② 授乳や沐浴など赤ちゃんの生活についての相談、指導
- ③ お母さんの体調管理についての相談、指導
- ④ 赤ちゃんの発育についての相談等

利用を希望される方は、湯沢町こども家庭センター
(総合子育て支援センター) へご連絡ください。 ☎ 025-788-0292

★利用の流れとケアの内容★



①まずは、お気軽に電話ください。

湯沢町こども家庭センター（総合子育て支援センター）

☎ 025-788-0292

事前申請が
必要です。

訪問型

助産師やヘルパー等が、
ご自宅へ訪問します

◇利用時間

1日1回 60~90分

◇利用料(自己負担額)
1回 1,500円
(非課税世帯 500円)

◇利用回数
10回まで



産後ケアの
ご案内
手続き

宿泊型

たかき医院・魚沼基幹病
院での利用になります

◇生後4か月未満
(たかき医院は3か月未満)
◇利用時間

初日9時~

最終日17時まで

◇利用料(自己負担額)
1日 3,000円
(非課税世帯半額)

◇利用回数
日帰り型と通算で
7日以内

日帰り型

たかき医院・魚沼基幹病
院での利用になります

◇生後4か月未満
(たかき医院は3か月未満)

◇利用時間
9時~17時
◇利用料(自己負担額)
1日 2,000円
(非課税世帯半額)
◇利用回数
宿泊型と通算で
7日以内

宿泊型や日帰り型
を利用する際は、
オムツ・ミルク・
タオル・おしりふ
き・着替え等は
ご持参ください

②利用承認通知書の交付

③医療機関等に利用申込

④利用開始

申請・お問い合わせ

湯沢町こども家庭センター（総合子育て支援センター） ☎025-788-0292